

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 西 田 智 男

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査実施日 平成 26 年 9 月 26 日
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

- 4 監査の対象及び結果

団 体 名	対 象	監査結果
社会福祉法人 足利市社会福祉 協議会	平成 25 年度 視覚障害者福祉ホーム運営費補 助金 3,883,000 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・視覚障害者福祉ホーム運営費補助金の不用額を経常活動資金収支差額として処理していた。 ・視覚障害者福祉ホームに対する寄附金について、視覚障害者福祉ホーム経理区分で計上すべきところ、法人運営事業経理区分で計上していた。また、点字プリンター購入に充当した寄附金について、当年度の資金収支計算書にその旨の記載がなかった。

	平成 25 年度 こども発達支援センター運営事業補助金 8,820,000 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・変更申請書に当初の申請書に添付されていた資金収支予算が添付されていた。 ・施設整備等積立預金積立支出に充当した寄附金について、当年度の資金収支計算書にその旨の記載がなかった。また、收受した寄附金について、前年度に積立てすべきところ、会計処理が遅延していた。
公益財団法人 栃木県南地域地場産業振興センター	平成 25 年度 公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター管理運営費等補助金 50,432,000 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務については適正に執行されたものと認められた。

5 意見・要望

足利市社会福祉協議会への補助金の交付に当たっては、補助事業執行の適切な指導をするとともに、補助金に関する書類の十分な確認を図られたい。

寄附金の会計処理に当たっては、寄付者の意思に沿って適時適切に処理するとともに、会計事実を明瞭に表示し会計の信頼性を図られたい。

経理区分間繰入金収入支出の会計処理は、それぞれの経理区分の財務に大きな影響を及ぼすことになるので、適正に処理し会計の健全性を担保されたい。